

令和4年度医療的ケア児支援関連事業の取組  
及び令和5年度の取組の方向性について

令和5年2月15日  
青森県健康福祉部障害福祉課

# 令和4年度青森県の取組（医療的ケア児支援体制図）

## 医療的ケア児支援法 （地方公共団体の支援措置）

### 第5条 地方公共団体の責務

**第12条 相談体制の整備**  
**第13条 情報の共有の促進**

**第14条 医療的ケア児支援センター**  
（都道府県知事が設置できる）

- 関係者への支援・相談・助言
- 関係機関との連絡調整
- 関係機関への情報提供・研修の実施
- 家族への相談支援

**第11条 日常生活における支援**

**第21条 研究開発等の推進**

**第20条 人材の確保**  
**第6条【保育所の設置者】**  
・医療的ケア児の支援  
・看護師又は喀痰吸引等が可能な保育士の確保

**第9条【地方公共団体】**  
保育体制の拡充  
保育所支援

**第7条【学校の設置者】**  
・医療的ケア児の支援  
・看護師等の配置

**第10条【地方公共団体】**  
教育体制の拡充  
学校支援

**第19条 広報啓発**

## 令和4年度の支援体制

**1 青森県小児在宅支援センター運営事業**  
（県立中央病院委託）  
○相談支援（支援機関）  
・アウトリーチ型相談・SV  
・電話相談

○人材育成  
・小児在宅支援に関する各職種対象研修会  
・多職種連携小児在宅サポーター勉強会  
・コーディネーターフォローアップ研修会

○相談支援（医療的ケア児とその家族）  
・アウトリーチ型相談  
・電話相談

○調査・分析  
・医療的ケア児及び家族の実態調査  
・事業所受入状況調査

○情報提供  
・HP等により支援者や家族に対する情報提供・情報発信  
・県広報紙掲載、TV放送予定

**2 医療的ケア児支援地域展開促進事業**

①圏域アドバイザー配置育成事業  
地域に支援をつなぎ展開する圏域アドバイザーを育成し地域支援を強化する

②看護師の確保・育成事業（再掲）

③短期入所（レスパイト）開設促進事業  
医療機関や介護保険施設による医療型短期入所施設（レスパイト）事業所の新規開設を促進する

②看護師の確保・育成  
ナースセンターと連携のもと、在宅医ケア児に関わる看護師を確保するとともに、在宅医ケア児看護師の普及啓発及び手技指導等研修によりスキルを習得させる。また訪問看護ステーションの新規参入促進を図る。

○情報提供  
・HP等により支援者や家族に対する情報発信

**医療的ケア児支援体制検討部会開催事業**  
医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する

**3 医療的ケア児支援ネットワーク促進事業**  
医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する

支援者・コーディネーター養成研修  
コーディネーター養成研修

④医療的ケア児保育所等受入促進事業（こどもみらい課）  
受入啓発フォーラムの開催による、保育施設や市町村職員への意識醸成及び医療的ケア保育支援事業の周知

・施設長・保育士、看護師向け研修

**4 医療的ケア児保育支援事業（こどもみらい課）**  
保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る

**5（学校教育課）**  
・小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び新任医療的ケア看護職員への研修  
・青森県版学校における医療的ケアガイドブック（仮）の作成

# 令和4年度青森県の取組（医療的ケア児支援体制図）

## 医療的ケア児支援法 （地方公共団体の支援措置）

### 第5条 地方公共団体の責務

**第12条 相談体制の整備**  
**第13条 情報の共有の促進**

**第14条 医療的ケア児支援センター**  
（都道府県知事が設置できる）

- ・ 関係者への支援・相談・助言
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 関係機関への情報提供・研修の実施
- ・ 家族への相談支援

**第11条 日常生活における支援**

**第21条 研究開発等の推進**

**第20条 人材の確保**  
**第6条【保育所の設置者】**  
・ 医療的ケア児の支援  
・ 看護師又は喀痰吸引等が可能な保育士の確保

**第9条【地方公共団体】**  
保育体制の拡充  
保育所支援

**第7条【学校の設置者】**  
・ 医療的ケア児の支援  
・ 看護師等の配置

**第10条【地方公共団体】**  
教育体制の拡充  
学校支援

**第19条 広報啓発**

## 令和4年度の支援体制

**1 青森県小児在宅支援センター運営事業**  
（県立中央病院委託）  
○相談支援（支援機関）  
・ アウトリーチ型相談・SV  
・ 電話相談

○人材育成  
・ 小児在宅支援に関する各職種対象研修会  
・ 多職種連携小児在宅サポーター勉強会  
・ コーディネーターフォローアップ研修会

○相談支援（医療的ケア児とその家族）  
・ アウトリーチ型相談  
・ 電話相談

○調査・分析  
・ 医療的ケア児及び家族の実態調査  
・ 事業所受入状況調査

○情報提供  
・ HP等により支援者や家族に対する情報提供・情報発信  
・ 県広報紙掲載、TV放送予定

**2 医療的ケア児支援地域展開促進事業**

①圏域アドバイザー配置育成事業  
地域に支援をつなぎ展開する圏域アドバイザーを育成し地域支援を強化する

②看護師の確保・育成事業（再掲）

③短期入所（レスパイト）開設促進事業  
医療機関や介護保険施設による医療型短期入所施設（レスパイト）事業所の新規開設を促進する

②看護師の確保・育成④医療的ケア児保育所等受入促進事業（こどもみらい課）  
ナースセンターと連携のもと、在宅医ケア児に関わる看護師を確保するとともに、在宅医ケア児看護師の普及啓発及び手技指導等研修によりスキルを習得させる。また訪問看護ステーションの新規参入促進を図る。

○情報提供  
・ HP等により支援者や家族に対する情報発信

**医療的ケア児支援体制検討部会開催事業**

医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する

**3 医療的ケア児支援ネットワーク促進事業**  
医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する

支援者・コーディネーター養成研修  
コーディネーター養成研修

**4 医療的ケア児保育所等受入促進事業（こどもみらい課）**  
受入啓発フォーラムの開催による、保育施設や市町村職員への意識醸成及び医療的ケア児保育支援事業の周知  
施設長・保育士、看護師向け研修

**4 医療的ケア児保育支援事業（こどもみらい課）**  
保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る

**5（学校教育課）**  
・ 小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び新任医療的ケア看護職員への研修  
・ 青森県版学校における医療的ケアガイドブック（仮）の作成

## 資料7のとおり

# 令和4年度青森県の取組（医療的ケア児支援体制図）

## 医療的ケア児支援法 （地方公共団体の支援措置）

### 第5条 地方公共団体の責務

**第12条 相談体制の整備**  
**第13条 情報の共有の促進**

**第14条 医療的ケア児支援センター**  
（都道府県知事が設置できる）

- ・ 関係者への支援・相談・助言
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 関係機関への情報提供・研修の実施

**第11条 日常生活における支援**

- ・ 家族への相談支援

**第21条 研究開発等の推進**

**第20条 人材の確保**

**第6条【保育所の設置者】**  
・ 医療的ケア児の支援  
・ 看護師又は喀痰吸引等が可能な保育士の確保

**第9条【地方公共団体】**  
保育体制の拡充  
保育所支援

**第7条【学校の設置者】**  
・ 医療的ケア児の支援  
・ 看護師等の配置

**第10条【地方公共団体】**  
教育体制の拡充  
学校支援

**第19条 広報啓発**

## 令和4年度の支援体制

**1 青森県小児在宅支援センター運営事業**  
（県立中央病院委託）  
○相談支援（支援機関）  
・ アウトリーチ型相談・SV  
・ 電話相談

○人材育成  
・ 小児在宅支援に関する各職種対象研修会  
・ 多職種連携小児在宅サポーター勉強会  
・ コーディネーターフォローアップ研修会

○相談支援（医療的ケア児とその家族）  
・ アウトリーチ型相談  
・ 電話相談

○調査・分析  
・ 医療的ケア児及び家族の実態調査  
・ 事業所受入状況調査

○情報提供  
・ HP等により支援者や家族に対する情報提供・情報発信  
・ 県広報紙掲載、TV放送予定

**2 医療的ケア児支援地域展開促進事業**

①圏域アドバイザー配置育成事業  
地域に支援をつなぎ展開する圏域アドバイザーを育成し地域支援を強化する

②看護師の確保・育成事業（再掲）

③短期入所（レスパイト）開設促進事業  
医療機関や介護保険施設による医療型短期入所施設（レスパイト）事業所の新規開設を促進する

②看護師の確保・育成 ④医療的ケア児保育所等受入促進事業（こどもみらい課）  
ナースセンターと連携のもと、在宅医ケア児に関わる看護師を確保するとともに、在宅医ケア児看護師の普及啓発及び手技指導等研修によりスキルを習得させる。また訪問看護ステーションの新規参入促進を図る。

○情報提供  
・ HP等により支援者や家族に対する情報発信

**医療的ケア児支援体制検討部会開催事業**

医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する

**3 医療的ケア児支援ネットワーク促進事業**  
医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する

支援者・コーディネーター養成研修  
コーディネーター養成研修

**4 医療的ケア児保育支援事業（こどもみらい課）**  
保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る

**5（学校教育課）**

- ・ 小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び新任医療的ケア看護職員への研修
- ・ 青森県版学校における医療的ケアガイドブック（仮）の作成

## 2 医療的ケア児支援地域展開促進事業費【新規重点】（R4～R5）

### 事業概要

医療的ケア児とその家族が安心して在宅で生活できるよう、多職種連携を円滑にする圏域アドバイザーの育成や在宅支援を行う看護師の確保・育成を行うとともに短期入所施設の開設を促進する等地域における在宅支援体制を促進する。

#### ① 圏域アドバイザー配置育成事業

支援体制整備

人材育成

- ・ 圏域アドバイザーの配置・育成
- ・ 圏域配置市町村説明会
- ・ 圏域アドバイザー情報交換会

#### ② 在宅医ケア児対応看護師確保・育成事業

支援体制整備

人材育成

事業者等支援

普及啓発

##### < 看護師対象 >

- ・ ステージ別研修
- ・ ナースセンターと連携したキャリア支援
- ・ 看護師の魅力発信

##### < 訪問看護ステーション対象 >

- ・ 訪看・医療機関連携勉強会
- ・ 医ケア児対応訪看新規参入研修会
- ・ 訪看情報交換会

#### ③ 短期入所施設開設促進事業

事業者等支援

家族支援

- ・ 地域分析
- ・ 個別提案訪問
- ・ 新規開設講習会
- ・ 施設職員説明会
- ・ 電話相談開設

#### ④ 医療的ケア児保育等受入促進事業【こどもみらい課】

人材育成

事業者等支援

普及啓発

- ・ 保育施設事業者等対象保育所等受入啓発研修
- ・ 保育事業者・保育所看護師対象技術研修

医療的ケア児在宅支援体制の整備を推進し、家族の負担軽減を目指す

## 2 ①圏域アドバイザー配置育成事業


### 目的

地域に支援をつなぎ展開する圏域アドバイザーを育成・配置し地域支援を強化する。

### 事業概要

県直営

本事業アドバイザー：淑徳大学 谷口 由紀子助教

事業内容	詳細	実施状況	評価・方向性
①圏域アドバイザーの配置・育成	圏域アドバイザーの要件及び役割を整理の上、各圏域にアドバイザーを配置し育成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R4.6 調査を踏まえ圏域アドバイザーの要件を整理</li> <li>• R4.11.27 圏域アドバイザー育成研修会を実施 5名のアドバイザーを育成</li> <li>• R4.11.28 5名・全6圏域に配置</li> <li>• R4.12 圏域アドバイザー配置に係る周知（コーディネーター、相談支援事業所、市町村あて通知等）</li> </ul>  <p>圏域アドバイザー育成研修の様子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アドバイザーを5名配置し育成することができた。</li> <li>• アドバイザーの役割やセンターとの連携体制を整理し相談の流れを共有できた。</li> <li>• 今後は、アドバイザーの活用促進及びアドバイザーを核とした各圏域の支援体制を整備するほか、好事例の横展開を図る。</li> </ul>
②圏域配置市町村説明会	圏域アドバイザーの役割等市町村に対し説明会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R4.10.28 医療的ケア児支援体制整備に係る市町村担当者合同研修会において、圏域アドバイザーの役割を説明し、アドバイザーを紹介（125名、37市町村参加）</li> </ul>	
③圏域アドバイザー情報交換会	圏域アドバイザー同士が情報交換できる場を提供するほか、小児在宅支援センターとの相談体制を整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R4.12月及びR5.1月の2回実施（令和4年度は計3回実施予定） 圏域アドバイザーとセンターの連携方法、各圏域における資源の状況等情報交換会を行った。</li> </ul>	
④圏域アドバイザーによる相談対応	市町村及びコーディネーター等の依頼に応じ、医療的ケア児支援に係る相談及び助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R4.12月から圏域アドバイザーに相談できる体制を整備。</li> </ul> <p>R4.12～R4.1月末現在 相談受付件数 <u>7</u> 件</p>	

# 青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーの役割

- I. コーディネーターの伴走役
- II. 当該地域で支援チーム（圏域内の支援体制の整備）を作る
- III. 小児在宅支援センターと地域のつなぎ役



新規  
相談

- ①支援センター
- ②保健センター
- ③圏域アドバイザー

初期対応  
(新規対応基本相談)

保健師・圏域アドバイザーで対応

当該地域で対応可能なコーディネーターと児・家族の

マッチング

コーディネーター実践者の育成

支援過程のモニタリングと助言

地域課題の抽出  
(地域診断)

地域課題 解決チーム結成

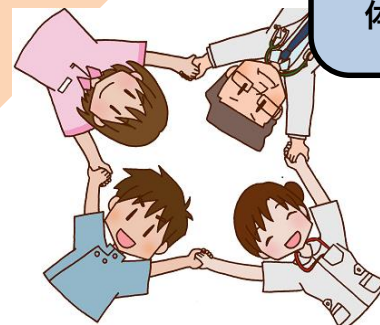
◆圏域ごとの実践知の積み上げ

◆支援者・コーディネーターの実践者育成

◆社会資源の創出

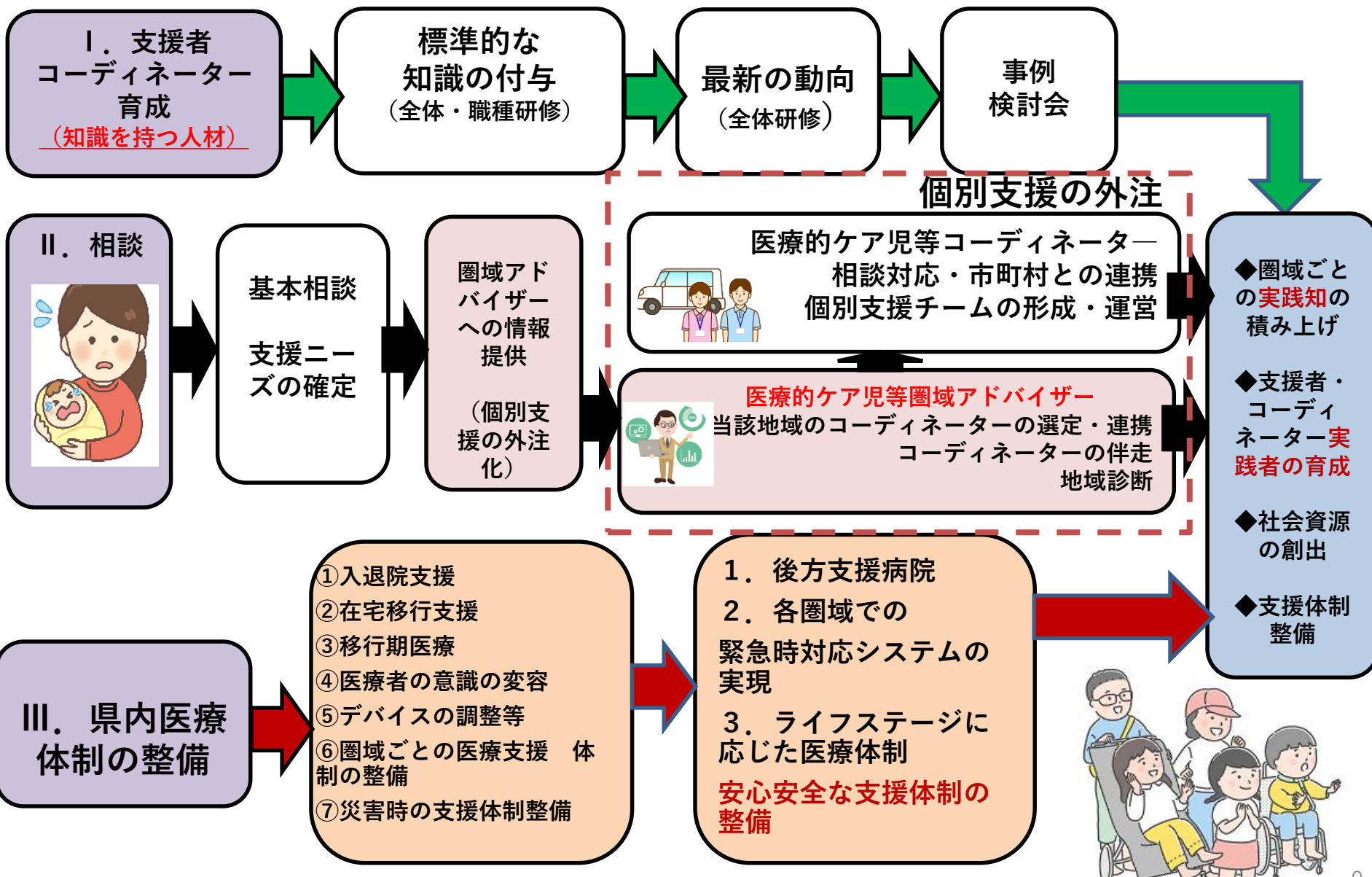
◆生活支援体制整備

支援チームとは  
当該地域における 保健・医療・福祉（生活、就労支援）・教育の領域の人材で構成される協働体





# 小児在宅支援センターの役割・医療的ケア児等圏域アドバイザーとの協働



## 2② 在宅医ケア児対応看護師確保・育成事業 【看護師対象】

### 目的

県ナースセンターと連携のもと、在宅で過ごす医療的ケアに関わる看護師を確保するとともに、各種研修により気運醸成とスキルアップを図る。

### 事業概要・実績・評価

委託先 (公社) 青森県看護協会

事業内容	詳細	実施状況	評価・方向性
①ステージ別研修	<p>ナースセンターに登録している看護師等に対し、以下3つの研修を実施する。</p> <p>ア：医療的ケア児の概要等を学ぶ普及啓発研修</p> <p>イ：医療的ケア児支援の手法や医療機器について学ぶ初期技術研修</p> <p>ウ：医療的ケアにおける多職種連携や看護職の役割等について学ぶフォローアップ研修</p>	<p><b>ア：普及啓発研修</b>            ○7月8日(金)○対面 ○参加者：66名            ○医療的ケア児支援の興味関心の変化(研修前後)            とても興味関心ある 19名(研修前)→40名(研修後)            ○感想(抜粋)：看護師として病院以外の様々な場所で働ける、役に立てる可能性があることを知った。</p> <p><b>イ：初期技術研修</b>            ○9月30日(金)○対面 ○参加者：40名            ○理解・参考度(とても理解できた・参考になった割合)96%            ○感想(抜粋)：医ケア児に関わることが多くなり、基本実技を学べてよかった。</p> <p><b>ウ フォローアップ研修</b>            ○11月27日(日)○対面 ○参加者：12名            ○「とても参考になった」割合 100%            ○感想(抜粋)：看護師の役割が明確になった。同志がこんなにもいることに感動し心強く思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修に参加した看護師の興味関心を高め、理解の促進につながる等充実した内容になった。次年度も同様の取組が必要</li> <li>研修の日程調整及び開催方法の見直し等により参加者を増やす工夫が必要。</li> <li>今年度初めての取組であるため、今後の相談件数の推移の検証が必要。</li> </ul>
②ナースセンターキャリア支援	<p>小児に関心のある看護師に対し、求人事業所の情報提供、面接等支援を行い、医療的ケア児支援事業所の就労を促進する。</p>	<p>○医ケア児支援に関する相談件数 37件 (R4.12末現在)</p> <p>○医ケア児支援の就業に係る面接対応人数 17件 (R4.12末現在)</p>	
③医療的ケア児従事看護師パンフレット作成	<p>医療、福祉、保育、教育等各分野の医ケア児支援に従事する看護師のパンフレットを作成し、医ケア児支援業務の魅力を発信する。</p>	<p>○ 3月に1,500部作成配付予定</p> <p>○ 県ホームページ掲載予定</p>	

## 2② 在宅医ケア児対応看護師確保・育成事業【訪問看護ステーション対象】

### 目的

医療的ケア児支援を行う訪問看護ステーションの新規参入促進及び訪問看護ステーション間及び医療機関とのネットワーク体制を強化する。

### 事業概要・実績・評価

### 県直営

事業内容	詳細	実施状況	評価・方向性
①医療機関・訪看護連携勉強会	医療従事者及び訪問看護師を対象に、医療的ケア児等の在宅移行支援ケースを通じて、医療機関と訪問看護ステーションとの連携や各々の役割を学ぶことにより訪問看護の活用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○R4.7.4（月）オンライン開催</li> <li>○参加者 75名</li> <li>○アンケート結果 理解度 100%（よく理解できた、理解できた） 今後の活用度 95%（大いに活かせる、いくらか活かせるの割合）</li> <li>○感想（抜粋）：医ケアはハードルが高い印象だが、小児未経験でも看看連携で対応できる希望が見えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関が訪問看護ステーションの役割を知る契機となり、訪看の活用につながることを期待できる。次年度も同様の取組が必要。</li> <li>・ 小児に興味の薄い事業所への参加を促すために訪問看護ステーション連絡協議会等との連携による周知等が必要。</li> </ul>
②訪問看護ステーション新規参入研修会	訪問看護ステーションを対象に、医療的ケア児支援の実際や経営の方略等を学ぶことにより医療的ケア児支援を行う訪問看護ステーションの新規参入を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○R4.8.27（土）オンライン開催</li> <li>○参加者 39名</li> <li>○アンケート結果 医ケア児支援に携わりたいか 100%（非常にそう思う、いくらかそう思うの割合）</li> <li>○感想（抜粋）：小児訪看のハードルが下がった。前向きに挑戦し力になりたい。</li> </ul>	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>令和4年度医療的ケア児対応可能な訪問看護ステーションのうち、新規事業所数9事業所（うち本事業参加事業所数5事業所）</p>
③訪問看護ステーション情報交換会	訪問看護ステーションを対象に、医療的ケア児支援の知識及び情報交換の場を提供することにより、訪問看護ステーション同士のネットワークを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○R4.10.15（土）オンライン開催</li> <li>○参加者 33名</li> <li>○アンケート結果 今後も医ケア児支援に携わりたいか 100%（非常にそう思う、いくらかそう思うの割合）</li> <li>○感想：日々悩みながら対応している中で情報交換の場は共感できたり自分たちの看護を見直す機会になる。小児を経験している事業所の同行訪問があると受入れもスムーズになると思う。</li> </ul>	

## 2③ 短期入所施設開設促進事業

### 目的

医療的ケア児者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう支援するため、医療機関や介護保険施設による医療型短期入所事業所の開設支援を行う。

### 事業概要・実績・評価

委託先 (株) 医療経営研究所

事業内容	詳細	実施状況	評価・方向性
①地域分析	個別提案訪問の選定材料として県内医療機関等の状況を把握	6市4医療機関を対象に実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規開設見込み                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5.4.1 <b>2ヶ所</b> (八戸圏域、上十三圏域)</li> <li>・令和5年度中 <b>2ヶ所</b> (西北五圏域、下北圏域)</li> </ul> </li> <li>○その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>3ヶ所が新規開設に前向きであり継続的に関わっている</li> </ul> </li> </ul>
②個別提案訪問	県内医療機関等の状況を把握した上で、医療機関や介護老人保健施設等を訪問し、管理者に対し医療型短期入所事業の詳細を説明	10ヶ所訪問を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>・好感触（継続的な関わりが必要）</li> <li>・関心を示した施設等へ勉強会の案内等、引き続き働きかけを行う</li> </ul>	
③新規開設講習会	新規に短期入所へ参入を検討又は関心のある法人等に対し、障害福祉全般及び基準・報酬説明等新規開設に向けた講習会を実施	3会場 計3ヶ所（20名）参加	
④施設職員等勉強会	医療型短期入所事業所に配置される予定の看護・介護職員等を対象に医ケア児支援等の研修を実施	12～2月実施 3ヶ所計4回実施	
⑤電話相談窓口	短期入所事業者向けの電話相談窓口を設置し、医ケア児者の受入にあたっての支援、運営・請求等の相談に対応	電話での問い合わせ 40件 (R4.12月末現在)	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療型短期入所事業所の指定機関は2圏域（青森・八戸）4事業所から（青森・八戸）、<b>5圏域（青森・八戸・上十三・西北五、下北）、8事業所と増える予定（R5末）。</b></li> <li>・個別提案訪問やその後の継続的かつ細やかな関わりにより、医療的ケア児支援のニーズの理解等につながった。</li> <li>・新規開設事業所の積極的な公表、開設後のフォロー及び開所イメージを持てるよう事業所視察等の対応が必要。</li> </ul>

## 2④医療的ケア児保育等受入促進事業【こどもみらい課】

事業概要・実績・評価

委託先 (公社) 青森県看護協会

事業内容	詳細	実施状況	評価・方向性
①医療的ケア児保育所等受入啓発事業	<p>保育施設事業者、保育従事者（園長含む）、看護職員、行政職員等を対象に、保育所等における医療的ケア児保育における基本的な知識・留意点の周知、事例紹介等、保育所等における医療的ケア児の受入に資するフォーラムを開催する。</p>	<p>○10月31日 ○対面            ○参加者37人            ○ 主な内容            ①青森県立中央病院成育科部長 網塚氏の基調講演            ②現在医療的ケア児を受け入れている施設からの事例発表（新宮団地こども園、ひかり保育園）            ③医療的ケア児受入施設、自治体職員（八戸市）、医療関係者、医療的ケア児保護者等によるパネルディスカッション</p>	<p>・フォーラムを対面で実施し、パネルディスカッションにおいて一般参加者からの意見、体験談等をその場で質疑する等活発な交流が行われた。</p> <p>・技術研修は、設備を複数使用する等の感染症対策を行った上で予定どおり実施できた。</p>
②医療的ケア児技術研修	<p>保育所等に勤務する保育従事者（園長・保育士）、看護職員を対象に、シミュレーターを使用して、喀痰吸引・経管栄養等の医療的ケアのほか、誤飲対応・AED・心肺蘇生等の緊急時の対応について学ぶ演習形式の研修会を実施する。</p>	<p>&lt;保育事業者対象&gt;            ○7月6日 ○対面            ○参加者20人</p> <p>&lt;看護職対象&gt;            ○8月20日 ○対面            ○参加者13人</p>	<p>・医療的ケア児保育受入を拡大するために、今後も理解を促進するためのフォーラム・技術研修の継続が必要である。</p> <p>【参考】            R4 医療的ケア児受入可能（応相談含む。）            施設数…102施設</p>

# 令和4年度青森県の取組（医療的ケア児支援体制図）

医療的ケア児支援法 （地方公共団体の支援措置）	
<b>第5条 地方公共団体の責務</b>	
<b>第12条 相談体制の整備</b> <b>第13条 情報の共有の促進</b>	<b>第14条 医療的ケア児支援センター</b> （都道府県知事が設置できる） <ul style="list-style-type: none"> <li>関係者への支援・相談・助言</li> <li>関係機関との連絡調整</li> <li>関係機関への情報提供・研修の実施</li> </ul>
<b>第11条 日常生活における支援</b> <b>第21条 研究開発等の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族への相談支援</li> </ul>
<b>第20条 人材の確保</b>	<b>第6条【保育所の設置者】</b> ・医療的ケア児の支援 ・看護師又は喀痰吸引等が可能な保育士の確保 <b>第7条【学校の設置者】</b> ・医療的ケア児の支援 ・看護師等の配置
<b>第19条 広報啓発</b>	<b>第9条【地方公共団体】保育体制の拡充 保育所支援</b> <b>第10条【地方公共団体】教育体制の拡充 学校支援</b>

支援体制整備

人材育成

家族支援

事業者等支援

普及啓発

令和4年度の支援体制		
<b>1 青森県小児在宅支援センター運営事業</b> （県立中央病院委託） <b>○相談支援（支援機関）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>アウトリーチ型相談・SV</li> <li>電話相談</li> </ul> <b>○人材育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>小児在宅支援に関する各職種対象研修会</li> <li>多職種連携小児在宅サポーター勉強会</li> <li>コーディネーターフォローアップ研修会</li> </ul> <b>○相談支援（医療的ケア児とその家族）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>アウトリーチ型相談</li> <li>電話相談</li> </ul> <b>○調査・分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児及び家族の実態調査</li> <li>事業所受入状況調査</li> </ul> <b>○情報提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>HP等により支援者や家族に対する情報提供・情報発信</li> <li>県広報紙掲載、TV放送予定</li> </ul>	<b>2 医療的ケア児支援地域展開促進事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①圏域アドバイザー配置育成事業 地域に支援をつなぎ展開する圏域アドバイザーを育成し地域支援を強化する</li> <li>②看護師の確保・育成事業（再掲）</li> <li>③短期入所（レスパイト）開設促進事業 医療機関や介護保険施設による医療型短期入所施設（レスパイト）事業所の新規開設を促進する</li> <li>④医療的ケア児保育所等受入促進事業（こどもみらい課） ・受入啓発フォーラムの開催による、保育施設や市町村職員への意識醸成及び医療的ケア保育支援事業の周知 ・施設長・保育士、看護師向け研修</li> </ul> <b>○情報提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>HP等により支援者や家族に対する情報発信</li> </ul>	<b>医療的ケア児支援体制検討部会開催事業</b> 医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する
		<b>3 医療的ケア児支援ネットワーク促進事業</b> 医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する 支援者・コーディネーター養成研修 コーディネーター養成研修
		<b>4 医療的ケア児保育支援事業（こどもみらい課）</b> 保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る
		<b>5（学校教育課）</b> ・小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び新任医療的ケア看護職員への研修 ・青森県版学校における医療的ケアガイドブック（仮）の作成

# 3 医療的ケア児支援ネットワーク促進事業

## 目的

医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する

## 事業概要・実績・評価

## 県直営

事業内容	詳細	実施状況	評価・方向性
医療的ケア児等支援者養成研修	医療的ケア児等の支援と多職種連携について基礎的知識を習得するための研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7月16日（土）17日（日）の2日間</li> <li>○オンライン※新型コロナ拡大により急遽オンライン対応</li> <li>○修了者：31名</li> <li>○理解度：95%（よく理解できた及び理解できたの割合）</li> <li>○感想（抜粋）様々な職種の役割を理解し連携していくこと「多職種連携」の大切さがわかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コロナ感染拡大の中、開催方法を変更する等の対応により予定どおりの修了することができた。</li> <li>• 現在コーディネーター研修修了者累計138名であるものの、コーディネーターとして活動している者が4割弱であることから、一定数のコーディネーターを整備するためにも本研修の継続は必要。</li> </ul>
医療的ケア児等コーディネーター養成研修	医療的ケア児等支援の基礎知識の習得と多職種間連携を円滑にできるための演習プログラムを実施し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを養成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7月16日（土）、17日（日）、11月19日（土）、20日（日）の4日間</li> <li>※新型コロナ拡大により、後半2日間の日程を変更</li> <li>○7月はオンライン、11月は対面</li> <li>○修了者：27名</li> <li>○理解度：90%（よく理解できた、理解できたの割合）</li> <li>○感想（抜粋）医療と福祉の見方が異なることに目からうろこだった。グループワークを通じて計画の立て方が具体的に分かり視野が広がった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援者養成研修はオンライン開催可能であるため、定員枠を広げ多くの支援者に受講してもらう工夫が必要。</li> <li>• コーディネーター研修は支援計画の実践等が問われること、修了後コーディネーターとして携わる職種等が限られていることから、対象者の見直しが必要である。</li> </ul>



# 令和4年度青森県の取組（医療的ケア児支援体制図）

医療的ケア児支援法 (地方公共団体の支援措置)	
<b>第5条 地方公共団体の責務</b>	
<b>第12条 相談体制の整備</b> <b>第13条 情報の共有の促進</b>	<b>第14条 医療的ケア児支援センター</b> (都道府県知事が設置できる) <ul style="list-style-type: none"> <li>関係者への支援・相談・助言</li> <li>関係機関との連絡調整</li> <li>関係機関への情報提供・研修の実施</li> </ul>
<b>第11条 日常生活における支援</b> <b>第21条 研究開発等の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族への相談支援</li> </ul>
<b>第20条 人材の確保</b>	<b>第6条【保育所の設置者】</b> ・医療的ケア児の支援 ・看護師又は喀痰吸引等が可能な保育士の確保 <b>第9条【地方公共団体】保育体制の拡充 保育所支援</b>
<b>第7条【学校の設置者】</b> ・医療的ケア児の支援 ・看護師等の配置 <b>第10条【地方公共団体】教育体制の拡充 学校支援</b>	
<b>第19条 広報啓発</b>	

支援体制整備

人材育成

家族支援

事業者等支援

普及啓発

令和4年度の支援体制		
<b>1 青森県小児在宅支援センター運営事業</b> (県立中央病院委託) <b>○相談支援(支援機関)</b> ・アウトリーチ型相談・SV ・電話相談 <b>○人材育成</b> ・小児在宅支援に関する各職種対象研修会 ・多職種連携小児在宅サポーター勉強会 ・コーディネーターフォローアップ研修会 <b>○相談支援(医療的ケア児とその家族)</b> ・アウトリーチ型相談 ・電話相談 <b>○調査・分析</b> ・医療的ケア児及び家族の実態調査 ・事業所受入状況調査 <b>○情報提供</b> ・HP等により支援者や家族に対する情報提供・情報発信 ・県広報紙掲載、TV放送予定	<b>2 医療的ケア児支援地域展開促進事業</b> <b>①圏域アドバイザー配置育成事業</b> 地域に支援をつなぎ展開する圏域アドバイザーを育成し地域支援を強化する <b>②看護師の確保・育成事業(再掲)</b> <b>③短期入所(レスパイト)開設促進事業</b> 医療機関や介護保険施設による医療型短期入所施設(レスパイト)事業所の新規開設を促進する <b>④医療的ケア児保育所等受入促進事業(こどもみらい課)</b> ・受入啓発フォーラムの開催による、保育施設や市町村職員への意識醸成及び医療的ケア保育支援事業の周知 ・施設長・保育士、看護師向け研修 <b>○情報提供</b> ・HP等により支援者や家族に対する情報発信	<b>医療的ケア児支援体制検討部会開催事業</b> 医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する <b>3 医療的ケア児支援ネットワーク促進事業</b> 医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する 支援者・コーディネーター養成研修 コーディネーター養成研修
	<b>4 医療的ケア児保育支援事業(こどもみらい課)</b> 保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る	<b>5(学校教育課)</b> ・小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び新任医療的ケア看護職員への研修 ・青森県版学校における医療的ケアガイドブック(仮)の作成



# 4 医療的ケア児保育支援事業【こどもみらい課】

## 目的

保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る

## 事業概要・実績・評価

### 県直営

事業内容	詳細	実施状況	評価・方向性
医療的ケア児保育支援事業費補助	市町村が実施する、保育所等への看護師の派遣、雇い上げ（施設への委託を含む。）その他の医療的ケア児の受入に資する事業に係る費用を補助する。	<p>○ R4年度は4市2町へ補助金を交付予定 （令和5年1月現在、交付要綱策定中であり、2月以降交付予定）</p> <p>※ 令和4年度から、要件を満たす市町村に対する補助割合が国2/3、県1/6、市町村1/6に拡充 （従来は国1/2、県1/4、市町村1/4）</p> <p>【要件】 3年後の医療的ケア児の保育ニーズを、受け入れ見込児童数が上回る（又は同数）こと。</p> <p>【参考】</p> <p>○ R2年度は3市1町へ補助金を交付</p> <p>○ R3年度は3市2町へ補助金を交付</p>	医療的ケア児受入の促進のためには、受入に当たった看護職員の雇用等に対する補助が必要であり、今後も事業を継続する。

# 令和4年度青森県の取組（医療的ケア児支援体制図）

医療的ケア児支援法 (地方公共団体の支援措置)	
<b>第5条 地方公共団体の責務</b>	
<b>第12条 相談体制の整備</b> <b>第13条 情報の共有の促進</b>	<b>第14条 医療的ケア児支援センター</b> (都道府県知事が設置できる) ・ 関係者への支援・相談・助言 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 関係機関への情報提供・研修の実施 ・ 家族への相談支援
<b>第11条 日常生活における支援</b> <b>第21条 研究開発等の推進</b>	
<b>第20条 人材の確保</b> <b>第6条【保育所の設置者】</b> ・ 医療的ケア児の支援 ・ 看護師又は喀痰吸引等が可能な保育士の確保 <b>第9条【地方公共団体】</b> 保育体制の拡充 保育所支援 <b>第7条【学校の設置者】</b> ・ 医療的ケア児の支援 ・ 看護師等の配置 <b>第10条【地方公共団体】</b> 教育体制の拡充 学校支援	
<b>第19条 広報啓発</b>	

支援体制整備

人材育成

家族支援

事業者等支援

普及啓発

令和4年度の支援体制		
<b>1 青森県小児在宅支援センター運営事業</b> (県立中央病院委託) <b>○相談支援（支援機関）</b> ・ アウトリーチ型相談・SV ・ 電話相談 <b>○人材育成</b> ・ 小児在宅支援に関する各職種対象研修会 ・ 多職種連携小児在宅サポーター勉強会 ・ コーディネーターフォローアップ研修会 <b>○相談支援（医療的ケア児とその家族）</b> ・ アウトリーチ型相談 ・ 電話相談 <b>○調査・分析</b> ・ 医療的ケア児及び家族の実態調査 ・ 事業所受入状況調査 <b>○情報提供</b> ・ HP等により支援者や家族に対する情報提供・情報発信 ・ 県広報紙掲載、TV放送予定	<b>2 医療的ケア児支援地域展開促進事業</b> <b>①圏域アドバイザー配置育成事業</b> 地域に支援をつなぎ展開する圏域アドバイザーを育成し地域支援を強化する <b>②看護師の確保・育成事業（再掲）</b> <b>③短期入所（レスパイト）開設促進事業</b> 医療機関や介護保険施設による医療型短期入所施設（レスパイト）事業所の新規開設を促進する <b>④医療的ケア児保育所等受入促進事業（こどもみらい課）</b> ・ 受入啓発フォーラムの開催による、保育施設や市町村職員への意識醸成及び医療的ケア保育支援事業の周知 ・ 施設長・保育士、看護師向け研修 <b>○情報提供</b> ・ HP等により支援者や家族に対する情報発信	<b>医療的ケア児支援体制検討部会開催事業</b> 医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する <b>3 医療的ケア児支援ネットワーク促進事業</b> 医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する 支援者・コーディネーター養成研修 コーディネーター養成研修 <b>4 医療的ケア児保育支援事業（こどもみらい課）</b> 保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る <b>5 (学校教育課)</b> ・ 小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び新任医療的ケア看護職員への研修 ・ 青森県版学校における医療的ケアガイドブック（仮）の作成

# 医療的ケア児支援の取組【教育庁学校教育課】

## 目的

県立特別支援学校に在籍する医療的ケア児が適切に学習活動を行えるよう、必要な支援体制の充実を図る。

## 事業概要・実績・評価

事業内容	詳細	実施状況	評価・方向性
小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び新任医療的ケア看護職員への研修	医療的ケアの体制整備の充実を図るため、医療的ケア児の障害等の状況や医療的ケアの実施状況について小児在宅支援センター職員と情報共有及び情報交換を行う。また、初めて医療的ケアを担当する看護職員を対象に、本県の医療的ケアの現状や職務等についての研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小児在宅支援センターとの合同訪問 【期日】6月～10月 【対象校】弘前聾学校、八戸聾学校、青森若葉養護学校、青森第一高等養護学校、七戸養護学校、むつ養護学校</li> <li>○新任医療的ケア看護職員への研修 (合同訪問も併せて実施) 【期日等】任用され次第、各校において実施 【対象校】青森第一養護学校、弘前第二養護学校、八戸第一養護学校、浪岡養護学校 【参加者数】12名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、校内体制等について、助言を得ることができた。</li> <li>○新任医療的ケア看護職員から、「医療的ケアの教育的意義について理解できた」、「手技についての不安が解消された」等の感想があり、研修の効果が得られた。</li> </ul>
青森県版学校における医療的ケアガイドブック（仮）の作成	<p>今後、全ての県立特別支援学校において、安全で適切な医療的ケアを実施できる体制整備を図るため、青森県版学校における医療的ケアガイドブック（仮）を作成する。</p> <p>また、小・中学校等における実施体制の整備の参考となるように、本ガイドブック（仮）を市町村教育委員会に広く周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学校における医療的ケア運営協議会での検討 【期日】R4.6.4（金）、9.2（金）、11.16（水） 【出席者】医療関係者、学識経験者、特別支援教育関係者、関係保護者、県関係部局（15名）、関係市町村教育委員会（7名）</li> <li>○医療的ケアガイドブック（仮）作成委員会での作成 【期日】R4.5.25（水）、7.15（金）、10.18（火） 【出席者】小児在宅支援センター職員（3名）、養護教諭（5名）、看護職員（6名）、市町村教育委員会担当者（6名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年3月に発行予定 【配布先】県立特別支援学校、教育事務所、市町村教育委員会等を想定</li> <li>○県教育委員会ホームページにも公開予定</li> </ul>

# 令和5年度の取組の方向性について（令和4年度との比較）

事業名等	令和4年度	令和5年度
小児在宅支援センター運営事業	取組1 相談支援 ①アウトリーチに対応した相談支援、②電話相談、③情報提供・情報発信	取組1 相談支援 ①アウトリーチに対応した相談支援、②電話相談、③情報提供・情報発信
	取組2 人材育成 ①小児在宅サポーター勉強会、②各職種対象研修会、③コーディネーター向け研修会	取組2 人材育成 ①小児在宅サポーター勉強会、②各職種対象研修会、③コーディネーター向け研修会
	取組3 調査分析 ①医療的ケア児等実態調査、②事業所等受入調査	取組3 調査分析 ① <b>家族に対するアンケート調査（分析）</b> 、②事業所等受入調査
医療的ケア児支援地域展開促進事業	取組1 圏域アドバイザー育成事業 ①育成研修、②情報交換会、③市町村説明会	取組1 圏域アドバイザー <b>配置連携強化</b> 事業 ① <b>アドバイザー個別支援</b> 、②情報交換会、③ <b>取組事例集の作成</b> 、④ <b>圏域別勉強会</b>
	取組2 看護師確保・育成事業 ＜看護師対象＞①ステージ別研修、②ナースセンターと連携したキャリア支援、③看護師パンフレット作成 ＜訪看対象＞①訪看医療機関連携研修、②新規参入研修、③情報交換会	取組2 看護師確保・育成事業 ＜看護師対象＞①ステージ別研修、②ナースセンターと連携したキャリア支援 ＜訪看対象＞①訪看医療機関連携研修、②新規参入研修、③情報交換会
	取組3 短期入所施設開設促進事業 ①地域分析、②個別提案訪問、③新規開設講習、④施設職員説明会、⑤電話相談開設	取組3 短期入所施設開設促進事業 ①個別提案訪問、② <b>他施設視察</b> 、③ <b>フォローアップ</b> 、⑤電話相談開設
	取組4 保育所等受入促進事業 ①受入啓発研修、②技術研修	取組4 保育所等受入促進事業 ①受入啓発研修、②技術研修
医療的ケア児保育支援事業	保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る	保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る
教育庁学校教育課の取組	①小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び新任医療的ケア看護職員への研修 ②青森県版学校における医療的ケアガイドブック（仮）の作成	①小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び医療的ケア看護職員への研修 ② <b>青森県版学校における医療的ケアに関するリーフレットの作成</b>
医療的ケア児支援ネットワーク促進事業	医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する	医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する。 <b>支援者研修の定員枠拡大、コーディネーター研修の受講要件の見直し</b>
医療的ケア児支援体制検討部会	医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する。 年2回開催	医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する。 年2回開催

# 令和5年度青森県の取組（医療的ケア児支援体制図）

## 医療的ケア児支援法 （地方公共団体の支援措置）

### 第5条 地方公共団体の責務

**第12条 相談体制の整備**  
**第13条 情報の共有の促進**

**第14条 医療的ケア児支援センター**  
（都道府県知事が設置できる）

- ・ 関係者への支援・相談・助言
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 関係機関への情報提供・研修の実施
- ・ 家族への相談支援

**第11条 日常生活における支援**

**第21条 研究開発等の推進**

**第20条 人材の確保**

**第6条【保育所の設置者】**  
・ 医療的ケア児の支援  
・ 看護師又は喀痰吸引等が可能な保育士の確保

**第9条【地方公共団体】**  
保育体制の拡充  
保育所支援

**第7条【学校の設置者】**  
・ 医療的ケア児の支援  
・ 看護師等の配置

**第10条【地方公共団体】**  
教育体制の拡充  
学校支援

**第19条 広報啓発**

## 令和5年度の支援体制

**青森県小児在宅支援センター運営事業**  
（県立中央病院委託）  
○相談支援（支援機関）

- ・ アウトリーチ型相談・SV
- ・ 電話相談

○人材育成

- ・ 小児在宅支援に関する各職種対象研修会
- ・ 多職種連携小児在宅サポーター勉強会
- ・ コーディネーターフォローアップ研修会

○相談支援（医療的ケア児とその家族）

- ・ アウトリーチ型相談
- ・ 電話相談

○調査・分析

- ・ 家族に対するアンケート調査（分析）
- ・ 事業所受入状況調査

○情報提供

- ・ HP等により支援者や家族に対する情報提供・情報発信

**医療的ケア児支援地域展開促進事業**

○圏域アドバイザー配置連携強化事業

地域に支援をつなぎ展開する圏域アドバイザーを配置し地域支援を強化する

○看護師の確保・育成事業（再掲）

○短期入所（レスパイト）開設促進事業

医療機関や介護保険施設による医療型短期入所施設（レスパイト）事業所の新規開設を促進する

○看護師の確保・育成

○医療的ケア児保育所等受入促進事業（こどもみらい課）

ナースセンターと連携のもと、在宅医ケア児に関わる看護師を確保するとともに、在宅医ケア児看護師の普及啓発及び手技指導等研修によりスキルを習得させる

○情報提供

- ・ HP等により支援者や家族に対する情報発信

**医療的ケア児支援体制検討部会開催事業**

医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する

**医療的ケア児支援ネットワーク促進事業**

医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する

- 支援者・コーディネーター養成研修
- コーディネーター養成研修

**○医療的ケア児保育支援事業（こどもみらい課）**

保育所等において医療的ケア児の受入が可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る

**（学校教育課）**

- ・ 小児在宅支援センターと連携した、医療的ケア実施校への合同訪問及び医療的ケア看護職員への研修
- ・ ②青森県版学校における医療的ケアに関するリーフレットの作成